

## 雇用関係を証する公的機関の証明書について

《ご注意ください》

健康保険被保険者証は、雇用関係を証する公的機関の証明書として使用できません

国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の健康保険被保険者証は新規発行・再発行が停止され、それに伴い、法令で定める本人確認書類からも健康保険被保険者証が削除されました。

これまで、入札参加資格審査申請時に必要な雇用関係を証する公的機関の証明書として、多くのかたに健康保険被保険者証(写し)を添付いただいていたおりましたが、令和7年12月2日以降は使用できませんので、ご注意ください。

雇用関係を証する公的機関の証明書として下記のいずれかのものを添付してください。

1. 監理技術者資格者証の写し
2. 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
4. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
5. その他、上記に準ずる証明書

※ただし、監理技術者資格者証は申請者の法人名称と資格者証の所属建設業者が同一の場合に限る